

地域指定年度	昭和 45 年度
計画策定年度	昭和 45 年度
計画見直し年度	昭和 51 年度
	平成 4 年度
	平成 10 年度
	平成 26 年度
	令和 2 年度
	令和 7 年度

鶴居村農業振興地域整備計画書

令和 7 年11月

北海道阿寒郡鶴居村

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
2 農用地利用計画	3
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	4
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	4
2 農業生産基盤整備開発計画	4
3 森林の整備その他林業の振興との関連	4
4 他事業との関連	4
第 3 農用地等の保全計画	5
1 農用地等の保全の方向	5
2 農用地等保全整備計画	5
3 農用地等の保全のための活動	5
4 森林の整備その他林業の振興との関連	5
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	6
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	5
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
第 5 農業近代化施設の整備計画	8
1 農業近代化施設の整備の方向	8
2 農業近代化施設整備計画	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連	8
第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	8
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	8
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	9
3 農業を担うべき者のための支援の活動	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連	9

第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	10
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	10
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	10
3 農業従事者就業促進施設	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第 8 生活環境施設の整備計画	10
1 生活環境施設の整備の目標	10
2 生活環境施設整備計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	11
第 9 付図	11
別記 農用地利用計画	12

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

鶴居村は、北海道釧路総合振興局管内のほぼ中央、雄阿寒岳の南西の山麓に位置し、西は仁々志別の分水嶺をもって釧路市阿寒町と境し、北は雄阿寒岳東方約6kmの分水嶺をもって標茶町、弟子屈町及び釧路市阿寒町に境し、南は釧路市背後の大湿原地帯を面して、釧路市、釧路町及び標茶町に対する東経144度20分、北緯43度14分の地点に位置している。

本村は、阿寒カルデラ外輪山の南麓を貫流する、雪裡川、幌呂川及び久著呂川の地域に沿って形成され、雪裡、幌呂、久著呂の3原野をもって構成されている。流域はいずれも農耕適地である。各原野を境にする分水嶺は、緩傾斜の丘陵地帯であり、主に林地及び放牧地として利用されている。

本村の気象条件は、一般に冷涼で積算温度は2,300°C以下（日本気象協会北海道支部1kmメッシュ地図、5月15日から10月5日）で極めて低く、年平均6.0°C農期内気温は平均15.9°Cと極めて低い。初霜は早く晩霜は遅い。降雪は11月であるが積雪量が少ないため、土壌凍結が著しい。更に降雨量は初夏の開花期から結実期に多く、降雨日数も農期内に多い。

土質は、河川流域は概ね沖積地で、下流は泥炭地帯が相当分布している。その他の土地は摩周系火山灰土壤から成り立つ軽鬆な腐食土壤である。

本村の人口は2,399人（令和7年4月1日現在住民基本台帳）で内農家人口は280人だが高齢化に伴う離農が進み年々減少の傾向にある。地域の産業は農業が主で、その経営形態は酪農専業地帯である。

以上のような自然条件、社会経済条件から、農業振興は寒地型農業の確立を基本として鶴居村の地域性、社会性を有効に活用し、農業経営の安定を確立する。この目的を達成するため農業諸団体と密接な連携と合理的な技術指導による生産活動の活発化と将来の中核農家となる後継者の育成を推進する。

農用地については農家の適正経営規模を積極的に確保し、自立経営安定を図る。経営農家の高齢化に伴い農用地は農作業受委託を推進するとともに、農用地利用集積事業等の中で効率的な土地として各種事業により農地の有効利用を促進する。

単位 : ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		山林原野(混牧林含)		その他		合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和7年)	11,523	20.15	287	0.50	24,484 (2,957)	42.82 (5.17)	20,886	36.53	57,180	100.0
目標	12,000	20.99	290	0.50	24,004 (3,000)	41.98 (5.25)	20,886	36.53	57,180	100.0
増減	477	0.84	3	0	△480 (43)	△0.84 (0.08)	0	0	0	0

(注) () 内は混木林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地11,523haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地について、目標値として農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置(集落名)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし					

a. 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b. 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く)の施行に係る区域内にある土地 該当なし

c. a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地 該当なし

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とし

た現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野の分布状態は、地形、自然条件等により農用地の中に介在する民有の天然林及び人工林が主である。このうち農用適地の山林原野等を農用地区域に含め、混牧林地として利用し、林業との共同を図るものとするが全地域において一部天然林を草地開発し畠地（草地）として利用する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内の土地利用の現況は大別して農地と介在する山林原野に分かれる。本地域の自然条件から農業経営形態は酪農專業地帯であり、酪農経営を主体に農業振興を図るべく土地基盤整備事業の積極的な促進により経営規模拡大を行い高度な土地利用と合理化された経営技術による生産基盤を確立してきた。農用地の利用は畠においては概ね牧草地として利用されており将来も変わりはない。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
全域	10,086	10,500	414	1,436	1,500	64	2,957	3,000	43
計	10,086	10,500	414	1,436	1,500	64	2,957	3,000	43

区分 地区名	農業用施設用地			計			森林・原野等	
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	
全域	287	290	3	14,766	15,290	524		21,527
計	287	290	3	14,766	15,290	524		21,527

イ 用途区分の構想

(ア) 全域（A-1・2・3・4・5・6、B-1・2・3・4、C-1・2）

地区内にある概ね平坦な農用地は、大規模な酪農経営の展開を図るため、効率的な草地管理を前提とした大型機械作業体系の確立が可能な団地性及び土地条件を有するものを畠としての利用を進める。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤整備及び開発の方向

本地域は道東酪農専業地帯の一つとして形成されており、地域を縦断する三つの河川流域に牧草地として各種基盤整備事業の積極的な推進により開発され、草地型酪農を根幹とした規模の大きい酪農経営を目指している。農用適地の山林原野の開発、更に地域開発の基盤である道路網の整備については殆ど完了し、今後の土地基盤の整備開発は、生産性の維持向上を図るため、暗渠排水・排水路等の整備事業を積極的に推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
基盤整備	草地造成改良 1.7ha 草地整備改良 558.0ha	全域	559.7ha		道営草地整備事業 第2つるい地区

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域の農業経営者の大半が森林保有者であり、自ら林業と兼業している農家もある。農業と林業は人為的自然的環境調和を保つために、欠かすことの出来ないものであるとともに作物の育成には有機的共存を有している。この中にあって、林業振興地域を基本に森林整備計画を配し、計画的林業の振興を図るとともに、地域農業及び産業振興上必要なものについては、適正な協議計画をもって林地開発等の行為を実施し相互間の調整を図る。

また、農業施設の低コスト化を図るため、カラ松間伐材等の有効利用による農業施設等の整備の推進を図る。

4 他事業との関連

本地域の農業は昭和30年集約酪農地域の指定を受けてから本格的な酪農経営を目指し、第1次、第2次農業構造改善事業、国営農地開発事業等の導入により、基盤整備がなされ、その後も新農業構造改善事業、道営の農地開発、草地開発事業、団体営畑総事業の導入、国営、道営営農用水事業による給水も整備され、大型機械の導入による省力、合理化に大きな効果をもたらし、これら各般の振興策により経営規模拡大がなされ、既に西欧諸国水準に達する状況にある。

また、平成2年度からは国営による直轄明渠排水事業での排水改良により、農業生産性の向上を図った。現在実施している畜産環境整備特別対策事業、道営草地整備改良事業による草地造成、草地整備改良により大型機械の稼働率を高め、生産性の向上とコスト低減を図り、経営の安定化に努める。また、各種事業の導入による農地整備、用排水整備、農道整備を推進するとともに個々の農家の実情に応じて道路、排水の整備を促進し営農効率の向上を図る。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本村の農用地面積はここ数年の増減は見られなかつたが、農家や農業従事者数の減少により、耕作条件が不利な土地において植林を推進する傾向が見られる。

農用地は、農業生産にとってもっとも基礎的な資源であり、一度荒廃するとその復旧は、非常に困難である。また、将来にわたつて安全な食料を安定的に供給するとともに、農用地の持つ水資源のかん養や保水など多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄による農用地の改廃を防ぎ、農業を礎としている本村農業を確立するために、必要な農用地を営農に適した良好な状態で保全していくことが重要である。

このため条件の悪い農用地の粗放化を防止するため、集落営農組織などへの農用地の利用集積と一体的に行う土地基盤の整備を促進するとともに、農用地の効率的利用を図るため、農地流動化を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
該当なし			ha		

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地等による農用地の機能低下を未然に防止するため、集落営農組織等による農作業の受委託を促進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備にあたつては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業により健全な森林資源の維持増進を図る。

森林整備の推進方向としては、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林と、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に区分し、重視すべき機能に配慮しつつ、育成单層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理により、立地条件に応じた多様な森林資源の整備と保全を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営の規模拡大については、近年の厳しい農業情勢の中、経営規模拡大と農業の安定的発展を期するため、平成7年度策定の鶴居村農業経営基盤強化促進基本構想を基調しながら、土地生産性の向上、農業機械の有効利用、未利用資源の研究開発、飼養管理、経営管理技術の向上等コスト低減を図ることが必要である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標（全域）

本地域の中核的農業経営の目標は、農業を取り巻く環境の変化に適切に対応しうる農業構造を確立し、たくましい農業の実現を図り、基幹産業としての農村地域社会の活性化の主体となる力強い農業経営を育成するものとする。このため農業経営については、生産コストの低減と農業所得の安定的な拡大を図ることを基本とした適切な飼養管理の徹底に努めるとともに、先進技術の導入、農業情報システムの活用等による経営管理能力の向上、農業機械の共同利用など組織の強化を進め特色ある安定した農業経営を目指す。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	利用集積目標
個別経営	酪農Ⅰ型	60頭 41ha	経産牛40頭 未経産牛20頭 牧草40ha その他1ha	19	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積を進めること。
	酪農Ⅱ型	90頭 61ha	経産牛60頭 未経産牛30頭 牧草60ha その他1ha	15	
	酪農Ⅲ型	122頭 82ha	経産牛80頭 未経産牛42頭 牧草80ha その他2ha	10	
	酪農Ⅳ型	152頭 102ha	経産牛100頭 未経産牛52頭 牧草100ha その他2ha	14	
	肉牛専業 (黒毛一貫)	149頭 40ha	繁殖牛50頭 育成牛等99頭 牧草38ha その他2ha	7	
	野菜専業	42ha	だいこん40ha その他2ha	1	
	施設園芸野菜	13a	ホウレンソウ13a	1	
組織経営	酪農Ⅴ型	304頭 143ha	経産牛200頭 未経産牛104頭 牧草140ha その他3ha	6	
	酪農Ⅵ型	608頭 283ha	経産牛400頭 未経産牛208頭 牧草280ha その他3ha	5	
	製造Ⅰ	480ha 11,000t	乳牛350頭分 11,000t 牧草400ha その他80ha	1	
	製造Ⅱ	500ha 16,000t	乳牛1,200頭分 16,000t 牧草500ha その他150ha	1	

（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向（全域）

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進する。

このため、鶴居村農業委員会との連携により利用権設定等促進事業など各種農地流動化施策を推進する。

また、実質的な規模拡大や高齢等による労働力不足の解消への対応には、農作業受委託等の取組を進めるとともに、有効な生産基盤整備事業等を活用し、耕地の大区画化・汎用化による農作業効率の向上、一層のコスト低減による生産性の向上を目的とした生産基盤の整備を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の規模拡大については、草地整備改良事業、草地造成事業により規模拡大を図ってきたが、今後も既存事業を活用するほか、次の方策を促進する。

（1）農用地の集団化対策

農業生産組織を中心とした集団会議においての各戸の意向を調査し、農用地利用集積事業により農用地の集団化を図る。

（2）農用地利用集積事業、農地中間管理事業、農地移動適正化斡旋事業等、農用地の流動化対策

鶴居村、北海道農業公社、農業委員会が連携を密にし、一体的な事業の推進を図る。

（3）農作業の共同化対策

各地区的トラクター利用組合を軸とした大型機械の共同利用体系を確立し、生産性の高い効率的な農作業の共同化を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備は農業経営上風雪を防ぐ大きな役割を果たしている。また、近年木材の敷料化、肥料化の研究が進み、農業分野との関連がより一層強くなっています。農地造成等計画のあるものについては、林業経営との調整を図りながら実施していくとともに土地条件を考慮して、避陰林地帯とし利用可能な土地は混牧林として利用し、林業との調和を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向（全域）

本地域の立地条件から現況においても基幹産業は酪農であり、今後の振興すべき方向も変遷する社会経済条件に対応した規模の大きい生産性の高い酪農経営の確立と併せて、経営の規模拡大による作業の増加に対応するため、共同哺育・育成施設の有効利用を推進する。

（1）乳用牛

酪農経営の健全な発展を期するためには、生産の需給動向に即応した安定的な規模拡大と経営の合理化及び体质の強化を図ることが必要である。このため、共同哺育・育成施設の有効利用を図るほか、生産コスト低減は勿論のこと草地の造成、整備による飼料作物単収の向上や農業機械の効率的利用による自給飼料の生産向上、乳牛検定事業推進による乳量、乳質の向上や飼養管理技術の改善を図る。

（2）肉用牛

農畜産物の輸入自由化に対応した安定的な肉用牛経営の確立を図ることが必要であり、一層の低コスト生産を促進する。このため地域の生産環境や特性を生かした飼養管理、営農システムなどの構築に取り組みます。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

今後、農業近代化施設の整備を進めていく上で資材コストを下げるには、多額の負債を抱える農家経営の中で重要なことであり、カラ松の間伐材を用いた畜舎の建設を進めていく。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

地域農業の維持・発展させるため、農業生産組織や集落営農の推進による経営の効率化、または協業化や法人の農業経営を目指し、その担い手となる生産組織と認定農業者の育成を図るとともに後継者の育成・確保を目的として、各種農業団体の活動支援を継続し、農協においては営農指導体制の強化・充実を図る。

また、農産物直売所を核とした、農産物加工施設の活用など女性や高齢者の活動を積極的に支援する体制づくりを農業各団体との協調体制の中で検討し進めていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	備考
住宅施設		下雪裡 1棟 支雪裡 1棟 茂雪裡 1棟 下久著呂 1棟 中久著呂 1棟 中幌呂 1棟 中幌呂下 1棟 支幌呂 1棟 茂幌呂 1棟 新幌呂 1棟 上幌呂 1棟 下幌呂 1棟	農業従事者及び新規就農者等	

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業の担い手の高齢化、後継者不足の解決が急務であることから、地域農業のリーダー的役割と農業のプロとしての意識醸成を促しながら、認定農業者のメリット及び位置付けを明確にし、認定農業者の再認定への誘導を図る。

女性農業者は、基幹的農業従事者の4割強を占めており、農業生産や地域において重要な役割を果たしているが、置かれている立場は経営主に対し従属的立場であり、果たしている役割に対して十分な地位が確立されていない状況にある。

今後、農業委員会と連携しながら家族経営協定への理解と普及を図り、女性農業者の農業における位置付けを明確にすることで、生産技術の向上、就業環境の改善、農業経営管理能力等の開発を支援し、女性農業者の地域・集落活動などの意思決定への参加・参画などを促しながら、担い手への育成を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本村の林業経営は、農業との兼業と共有地での経営に留まり、企業的林業経営は皆無に等しい。しかしながら村土の64%が森林であり、その半数以上を民有林が占める。この豊富な森林資源から、良質な材を生産するため、下刈り、枝打ち、間伐等の作業に農業者が従事できる環境づくりに配慮し、森林組合等を活用し後継者の確保・育成を図りながら、森林を育てていく。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本村の基幹産業は酪農であり、近年の規模拡大化に伴い、他産業への就業機会は減る傾向にある。そのため、基本的には専業農家として安定的経営を推進するが、6次産業化などの新たな取り組みも積極的に進めることにより、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

6次産業化など新たな取り組みに関する情報を収集するほか、地域農業者及び関係機関とともに協議し、農業従事者の安定的生活を図る。

3 農業従事者就業促進施設

平成29年に釧路丹頂農業協同組合が建設した研修生受入施設「ひだまり」を活用し、新規就農希望者並びに担い手等の定住促進を図るとともに、農業関連等に係る研修生の受け入れを積極的に行っていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業は、森林資源の活用を図るため特用林産物の振興はもとより、農業経営との調和を図りながら地場産の振興、さらに農林一体的な生産活動ができる混牧林施業を積極的に取り入れ、造林地の保育作業の軽減を図って森林施業の効率化を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本地域を豊かで安定した農村の実現を図るため、酪農を基軸とした産業の振興はもちろん、調和のとれた住み良い生活環境の整備を積極的に推進する。

農村の生活環境向上の施策を進めてきており、総合センター、農村環境改善センター、集落のコミュニティセンターのほか、スポーツ・レクレーションの場として整備された農畜産物加工施設、多目的運動広場、ふれあい農園、農村公園などを中心に各種活動が行われているが、今後更に農村地域における良好な生活環境を確保するとともに、他産業との交流により地域の活性化を図るため施設の整備を図るものとする。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

公園等住民の憩いの場に緑地帯を設け環境の保全に努めるとともに、農家の快適な住環境を創出するための屋敷林等の設置を推進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

幹線道、集落道の改良、舗装を順次進めているが、今後とも計画的に行う。また、集落排水事業による集落の水洗化に合わせ、各地区に散在する農家の快適な生活と生活排水による自然環境への影響を配慮し、合併処理浄化槽設置事業を推進する。

第9 付図

別添

1 土地利用計画図（付図1号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

地区番号	区域の範囲	除外する土地
	別紙「鶴居村農業振興地域整備計画区域等一覧表」のとおり	

※ 下表中において用いている一定の地物、地番は令和6年1月1日現在のものをいう。